

山陽新聞旅行社 募集型企画旅行 旅行条件書(海外)

旅行企画・実施：
観光庁長官登録旅行業第 1480 号
山陽新聞旅行社
(株式会社山陽新聞事業社)

お申込みの前に必ずお読みください。 本旅行条件書は、旅行業法第 12 の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 の 5 に定める契約書面の一部となります。

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、山陽新聞旅行社（以下「当社」といいます）が旅行を企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けまします。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、パンフレット、旅行日程表および当社旅行契約（募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。）によります。
- (4) 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。（以下「手配代行者」といいます。）

2 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- | 区分 | 申込金（お 1 人様） |
|-----------------------|------------------|
| 旅行代金が 30 万円以上 | 50,000 円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満 | 30,000 円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が 15 万円未満 | 20,000 円以上旅行代金まで |

また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。ただし特定機関・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

- (2) 当社及び当社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所（以下「当社」といいます）は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しております。お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 8 日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は、当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。具体的には、次によります。

- ①店頭（及び当社の外務員による訪問販売）の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第 2 項 (1) の申込金を受領した時。
- ②電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日目に当たる日までに当社がお客様から第 2 項 (1) の申込金を受領した時。

- (4) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除に関する一切の代理権を有するものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 前 (4) につき、所定日までに申込金のお支払いがない場合、当社は、お客様に通知のうえ当該予約はなかったものとして取り扱うことがあります。（通信契約【第 21 項】の場合を除きます。）
- (6) 取消料対象期間内に申込みされた場合で、当時点において、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して以下の取扱いをします。

- ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、前 (3) または (4) に従い申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。
- ②手配の完了等当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点（以下「契約締結可能時点」といいます。）が、取消料対象期間内に入ることが予想される場合は、当該期間に入る日よりも前にお客様にその旨を通知します。
- ③前②の通知時点でお客様が旅行契約の締結を引続き強く希望される場合は、お客様の旅行契約に対する待機可能期限（以下「契約待機可能期限」といいます。）を確認し、お客様をウェーティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力します。

- (7) 取消料対象期間内にお申込みされた場合で、当時点において、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して以下の取扱いをします。
 - ①お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、前 (3) または (4) に従い、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。（通信契約【第 21 項】の場合を除きます。）
 - ②契約待機可能期限を確認した後、お客様をウェーティングのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力をします。
- (8) ウェーティングの登録は手配の完了を保證するものではありません。

3 お申込条件と参加条件

- (1) 20 歳未満の方のみのご旅行の場合、保護者（法定代理人）の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。75 歳以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。
- (2) 最少催行人員は、特に明示をしない限り 1 名様（ただし、コースに 1 名様での参加ができない旨の表示がある場合は 2 名様）とします。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4 契約書面と最終日程表の交付

- (1) 契約書面とは①パンフレット②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面（ただし、第 21 項の通信契約のときを除きます。）をいいます。確定書面とは出発前にお渡しする旅行日程表のことをいいます。
- (2) 当社は、旅行契約成立後、速やかに契約書面をお渡します。ただし、既にお申込時点でこれらをお渡ししている場合は、この限りではありません。
- (3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスは第 1 項 (2) に示す募集型企画旅行の適用範囲の中で契約書面および確定書面に記載するところによります。
- (4) ①旅行日程②宿泊機関の名称③最低限、日本発着に利用する運送機関の名称およびその便名等④旅行サービスの提供を最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻⑤後記第 17 項の添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法等が契約書面に記載されていない場合は、これらを記載した旅行日程表をお渡します。
- (5) 旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の 7 日前までにはお渡しできるよう努力します。）なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して 7 日以降になされた場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- (6) 当社は、旅行日程表をお渡する前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあった場合は、迅速かつ適切にこれに回答します。

5 お支払い対象旅行代金とお支払い方法

- (1) 「お支払い対象旅行代金」とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレットに記載（または別途、当社が案内）した、お 1 人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更などの追加代金がある場合にはこれを加算し、3 人割引などの割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2) (1) の代金の額は申込金・取消料、違約料および変更補償金を算出する際の基準となります。
- (3) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前

日から起算してさかのぼって 21 日目以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いください。

- (4) こども代金は旅行開始当日を基準に満 2 歳以上、12 歳未満の方に適応いたします。幼児代金は旅行開始当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席及び客室におけるベットを使用しない方に適用します。

6 渡航書類の取得

- (1) 旅行に必要な旅券、査証（ビザ）、再入国許可および各種証明書（以下「渡航書類」といいます。）の取得については、お客様自身で行っていただきます。
- (2) 日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、お申込みのコースに必要なとされる旅券の残存期間および査証の必要な国名についてはパンフレット各コースのご注意欄に記載しています。これらはパンフレット作成時点の公的機関の情報に基づき記載されています。お申込時点の最新情報については販売店にご確認ください。日本国外の最新情報をお持ちのお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館および入国管理事務所にお問合わせください。
- (3) 当社の旅行契約（渡航手続代行契約の部）の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社は、以下の業務を行うことがあります。その場合、当社は、当該約款に定める渡航書類の取得の代行手続き等に対する旅行業務取扱料金をいただきます。
- ①渡航書類の取得に関する手続き
- ②出入国手続き書類の作成
- ③その他前①②に関連する業務
- (4) 当社は、前記 (3) ①～③の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できることおよび関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

7 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に記載した航空機・船舶・鉄道、バス等利用交通機関の運賃（コースにより等級が異なります）。
 - (2) 旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金（2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を標準とします）。
 - (3) 旅行日程に記載した食料料金および税・サービス料金
 - (4) 旅行日程に記載した観光料金（ガイド料金、入場料金）
 - (5) 手荷物の運搬料金
お 1 人様スーツケース 1 個の手荷物運搬料金（お 1 人様 20kg 以内が原則となっておりますが、方面・クラスによって異なりますので詳しくは係員におたずねください）。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手配を代行するものです。
 - (6) 団体行動中のチップ
 - (7) 添乗員付コースの添乗員同行諸費用
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8 旅行代金に含まれないもの

- 前項 7 項に記載したものを以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）。
- (2) クリーニング代、電報・電話料金、ホテルのボーイ・メイドそれに伴うチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに付随するサービス料金。
- (3) 渡航手続関係諸費用（旅行印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金を）。
- (4) お客様のご希望によりお 1 人部屋をご使用される場合の追加料金。
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金。
- (6) 日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等
- (7) 旅行日程中の日本国外の空港税、出国税及びこれに類する諸税。
- (8) 運送機関に課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。）

9 追加代金

- (1) 「追加代金」とは以下をいいます。
- ①お客様の希望により 1 人(2 人)部屋を 1 人で使用することを保証するための追加代金
- ②たとえばスタンダードクラスルームからスイートルームへの変更のようなお部屋の等級アップに関する「グレードアップ

させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただくことがあります。

- ※このほか、当社及び取扱旅行会社では、
- ①当社、取扱旅行会社及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
 - ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
 - ③アンケートのお願い。
 - ④特典サービスの提供。
 - ⑤統計資料の作成。

- (2) 当社が保有する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社が本項(2)の個人情報取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5) 当社は旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法およびファクシミリで送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの旅行取扱店にお申出ください。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名は又は名称は、当社ホームページ(<http://www.santatour.jp/>)をご参照ください。
- (7) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (8) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。
- (9) 当社、当社と提携する企業および販売店が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (10) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものします。
- (11) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

《個人情報に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先》

- (1) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記までお申し出ください。
山陽新聞旅行社
電話：086-803-8220
※個人情報取扱管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問い合わせください。
- (2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
社団法人日本旅行業協会(JATA)
消費者相談室 電話：03-3592-1266

23 海外旅行傷害保険へのご加入のおすすめ

■より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・

盗難に備えて海外旅行傷害保険に必ずご加入されることをお勧めいたします。保険会社により、日本語による緊急時の相談などのサービスも受けられます。外国での治療費用やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合もあります。さらに、国情により賠償額が非常に低く、十分な補償を受けられないこともありますので、お客様ご自身で十分な海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。■ご旅行中にスカイダイビング、ハングライダー操縦等の特殊な運動を予定されているお客様は旅行傷害保険にお申し込みの際、必ずその旨をお申し出ください。事前に運動危険特約を加えていない場合、保険金の支払いを受けられませんのでご注意ください。)

24 その他

【危険情報・衛生情報】

- (1) 渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)」でもご確認ください。

- (2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)」でご確認ください。

【旅行契約に含まれない費用のご負担】

- (3) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

【お買物についてのご注意】

- (4) お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

【お申し込みのお名前とおお客様の責任について】

- (5) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降に以下の事項が発生した場合は、航空券の再発券処理に係る当社手数料として、当該事項の発生が10日目にあたる日以降4日目にあたる日までは4,200円、3日目にあたる日以降旅行開始当日までは10,000円を申受けます。なお、下記(ア)(イ)においては、航空会社・宿泊機関により受諾された時点、また(ウ)については、追加・変更・取消に伴う手配が完了した時点が発生の基準日となります。また、航空券の再発券に際し航空運賃に差額が生じる場合は、それをお客様の負担とします。

(ア) 氏名および性別の訂正

(イ) 大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正

- (ウ) 延泊プランの追加・取消・変更、「国内線特別追加プラン」の追加・取消・変更、航空機の変更をともなう「追加プラン」等の追加・取消・変更および航空機座席クラスの変更旅行お申込時点の氏名はパスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に当社らにお知らせください。氏名を誤ってお申込みされた場合には、航空券の再発券や、関係機関等への氏名訂正連絡等が必要となります。この訂正が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日以降の場合は、前(5)の対象となり、当該訂正が関係機関等により受諾された時点が基準日となります。なお、関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合があります。この場合にも第14項の当社所定の取消料の対象となります。

【航空会社のマイレージサービス】

- (6) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、同サービスに関するお問合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第16項(2)に従い責任を負いません。

【再旅行の実施】

- (7) 当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【緊急事態が生じた場合の保護措置と費用のご負担】

- (8) 旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。
- (9) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

25 本旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は当該パンフレット等に明示した日となります。

26 ご注意

- (1) お客様のご都合による航空便の変更、行程変更はできません。
- (2) 交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は、別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払戻しもできません。
- (3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第17項(2)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様の負担となります。
- (4) お客様の便宜をはかるためお土産店にご案内することがありますがお買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。
- (5) 当社約款をご希望の方は、ご請求ください。

令和2年4月1日改定

